

2. 用語の解説

人 口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。「常住している者」については、「調査の対象」97 ページを参照してください。

面 積・人口密度

本報告書等に掲載し、また人口密度の算出に用いた全国・都道府県・郡支庁・市区町村別面積は、国土交通省国土地理院（以下「国土地理院」という。）が公表した平成 27 年 10 月 1 日現在の「平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調」による。

ただし、平成 22 年調査までは、国土地理院が公表した市区町村別面積のうち、境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものについては、総務省統計局において面積を推定していた。

しかし、平成 26 年から国土地理院が境界未定地域にかかる市区町村の面積を算出するようになったことを受けて、平成 27 年調査では、国土地理院の公表する面積を用いている。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものである。

ただし、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」による。

年 齢

年齢は、平成 27 年 9 月 30 日現在による満年齢である。

なお、平成 27 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は、0 歳とした。

国 籍

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「イギリス」、「ア

メリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」の 12 区分とした。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人—日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人—調査票の国名欄に記入された国

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次の通り区分した。

未 婚—まだ結婚をしたことのない人

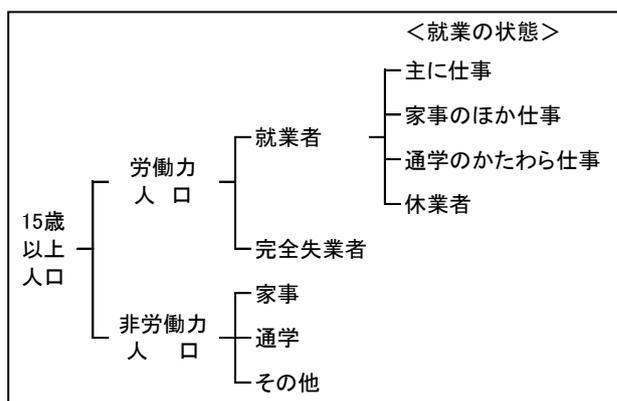
有配偶—届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死 別—妻又は夫と死別して独身の人

離 別—妻又は夫と離別して独身の人

労働力状態

15 歳以上の者について、平成 27 年 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



労働力人口

就業者と完全失業者をいう。

就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人。

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しでも仕事をしなかった人のうち、

勤めている人で、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合、又は、事業を営んでいる人が、休業してから 30 日未満の場合は就業者とした。

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事

主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた人

家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのかわら、少しでも収入になる仕事をした人

通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかわら、少しでも収入になる仕事をした人

休業者

勤めている人で、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合。又は、事業を営んでいる人が、休業してから 30 日未満の場合。

完全失業者

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人。

非労働力人口

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人。

家事

自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた人

通学

主に通学していた人

その他

どの区分にも当てはまらない人（幼児・高齢者など）

産業

産業は、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）によって分類した。

平成 27 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)を基に、平成 27 年国勢調査の集計用に再編成したもので 20 項目の大分類、82 項目の中分類、253 項目の小分類からなっている。

なお、本報告書の産業（3 部門）の区分は、大分類を次のように集約した。

また、仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類に取り扱った。

- 1次産業 { A 農業, 林業
B 漁業
- 2次産業 { C 鉱業, 採石業, 砂利採取業
D 建設業
E 製造業
- 3次産業 { F 電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業
H 運輸業, 郵便業
I 卸売業, 小売業
J 金融業, 保険業
K 不動産業, 物品賃貸業
L 学術研究, 専門・技術サービス業
M 宿泊業, 飲食サービス業
N 生活関連サービス業, 娯楽業
O 教育, 学習支援業
P 医療, 福祉
Q 複合サービス事業
R サービス業(他に分類されないもの)
S 公務(他に分類されるものを除く)
T 分類不能の産業

従業上の地位

就業者を調査週間中にその人が仕事をしてきた事業所における地位によって区分した。

雇用者

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイト

など、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

正規の職員・従業員

勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他

就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人。専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人。

役員

会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

雇人のある業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者

家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
 - (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
- 施設等の世帯とは、次のものをいう。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒
学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者
病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者
老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者
自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者
刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他
定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など

なお、世帯の単位は、原則として、(1)、(2)、(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人となる。

世帯人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいう。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分した。

A 親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

B 非親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

C 単独世帯

世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
 - 1) 夫婦と夫の親から成る世帯
 - 2) 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
 - 1) 夫婦と夫の親から成る世帯
 - 2) 夫婦と妻の親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
 - 1) 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - 2) 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
 - 1) 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - 2) 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
 - 1) 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
 - 2) 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯

(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯

- 1) 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
- 2) 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯

(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯

(14) 他に分類されない親族世帯

世帯の経済構成

一般世帯を、世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業により、次のとおり区分した。

なお、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していない。

I 農林漁業就業者世帯

世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯

(1) 農林漁業・業主世帯

世帯の主な就業者が農林漁業の業主

(2) 農林漁業・雇用者世帯

世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯

世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯

(3) 農林漁業・業主混合世帯

世帯の主な就業者が農林漁業の業主

(4) 農林漁業・雇用者混合世帯

世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

(5) 非農林漁業・業主混合世帯

世帯の主な就業者が非農林漁業の業主

(6) 非農林漁業・雇用者混合世帯

世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者

III 非農林漁業就業者世帯

世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯

(7) 非農林漁業・業主世帯

世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいない世帯

(8) 非農林漁業・雇用者世帯

世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者

者で、世帯に業主のいない世帯

- (9) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が業主）

世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいる世帯

- (10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が雇用者）

世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいる世帯

IV 非就業者世帯

親族に就業者のいない世帯

V 分類不能の世帯

上記に分類されない世帯

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者とした。

また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」を含み、「雇用者」には「役員」を含む。

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外

寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住

居などもこれに含まれる。

住居の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯

「間借り」以外の4区分に居住する世帯

持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含む。

公営・都市再生機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が、都道府県営、市(区)町村営、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

※ 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含む。

民営の借家

その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

※ 家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。

間借り

他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分した。

一戸建

1 建物が 1 住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含む。

長屋建

2 つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

共同住宅

棟の中に 2 つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや 2 つ以上の住宅を重ねて建てたもの

※ 1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含む。

※ 建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2 階建」、「3～5 階建」、「6～10 階建」、「11～14 階建」、「15 階建以上」の 5 区分にしている。

その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舎・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合

常住地による人口（夜間人口）

調査時に当該地域に常住している人口

従業も通学もしていない

常住者のうち、調査期間中の労働力状態が「完全失業者」「家事」「その他」の人

自宅で従業

常住者のうち、従業地が自宅（自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などの）の人

※ 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住込みの従業員などの従業先はここに含む。

※ 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含む。

自宅外の自市で従業・通学

常住者のうち、従業地・通学地が常住している市区町村と同一の市区町村で上記の「自宅」以外の人

県内他市区町村で従業・通学

常住者のうち、従業地・通学地が常住地と同じ都道府県内の他市町村の人

他県で従業・通学

常住者のうち、従業地・通学地が常住地と異なる都道府県の人

従業地・通学地「不詳」

常住者のうち、従業地・通学地が不明の人

※ 調査期間中の労働力状態が不明のものも含む。

従業地・通学地

就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分した。

なお、ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことだが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地とした。

従業地・通学地による人口（昼間人口）

当該地域の夜間人口から、他の地域へ通勤・通学している人を減じ、他の地域から通勤・通学に来ている人を加えた人口。

A 市の昼間人口の算出方法

$$A \text{ 市の昼間人口} = A \text{ 市の常住人口} - A \text{ 市からの流出人口} + A \text{ 市への流入人口}$$

なお、昼間人口は昭和 55 年調査から平成 17 年調査まで、従業地・通学地の集計では、年齢「不詳」の人を集計対象外としていたが、22 年及び 27 年調査では、年齢「不詳」の人も集計対象としている。

県内他市区町村に常住

通勤・通学者のうち、常住地が同じ都道府

県内の他の市町村の人

他県に常住

通勤・通学者のうち、常住地が異なる都道府県の人

通勤者

従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者をいう。

通学者

非労働力人口のうち、調査期間中、学校に通っていた人をいう。また、普段学校に通っている人であっても、調査期間中、収入になる仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としている。

従業・通学時の世帯の状況

一般世帯について、その世帯員の従業・通学の状況により「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者か通学者かにより、また、「その他の世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分した。

通勤・通学者のみの世帯

世帯員のすべてが通勤・通学者である世帯

(1) 通勤者のみ

世帯員のすべてが通勤者である世帯

(2) 通学者のみ

世帯員のすべてが通学者である世帯

(3) 通勤者と通学者のいる世帯

世帯員に通勤者、通学者が共にいる世帯

その他の世帯

通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯

(通勤・通学者以外の世帯員の構成)

(4) 高齢者のみ

65歳以上の者のみ

(5) 高齢者と幼児のみ

65歳以上の者と6歳未満の者のみ

(6) 高齢者と幼児と女性のみ

65歳以上の者と6歳未満の者と6～64歳の女性のみ

(7) 高齢者と女性のみ

65歳以上の者と6～64歳の女性のみ

(8) 幼児のみ

6歳未満の者のみ

(9) 女性のみ

6～64歳の女性のみ

(10) その他

上記以外

流出人口・流入人口

A市における「流出人口」とは、A市に常住し、A市以外へ通勤・通学する人口をいい、「流入人口」とは、A市以外に常住しA市に通勤・通学する人口をいう。

昼夜間人口比率

常住人口 100人当たりの昼間人口の割合で、100を超えているときは流入超過、100を下回っているときは流出超過を示している

A市の昼夜間人口比率の算出方法

$$\text{A市の昼夜間人口比率} = \frac{\text{A市の昼間人口}}{\text{A市の常住人口}} \times 100$$

人口集中地区

昭和28年の町村合併促進法及び昭和31年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から新たに人口集中地区を設定した。

平成27年国勢調査の「人口集中地区」は、以下の3点を条件として設定した。

(1) 平成27年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。

(2) 市区町村の境界内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1km²当たり

4,000人以上)が隣接していること。

(3)それらの隣接した地域の人口が平成27年国勢調査時に5,000人以上を有すること。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が1km²当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

また、同一市区町村内に2か所以上の人口集中地区が設定されている場合は、人口の多い順に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・・・の符号でそれぞれの人口集中地区を表示している。

5年前の常住地

その世帯の世帯員が5年前に普段居住(常住)していた市区町村をいう。

なお、平成12年以前の調査では、5歳以上の人のみ集計していたが、22年及び27年調査では、5歳未満の人についても、出生後に常住していた場所を調査し、集計している。

常住者

調査時に当該地域に常住している人

現住所

常住者のうち、5年前の常住地が調査時の常住地と同じ人

自市内

常住者のうち、5年前の常住地が同じ市内の他の場所の人

県内他市区町村

常住者のうち、5年前の常住地が県内の他市区町村の人

他県

常住者のうち、5年前の常住地が他の県の人

国外

常住者のうち、5年前の常住地が外国の人

